

議案第45号

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「付則第3項」を「付則第4項」に改め、「保育所をいう。」、「幼稚園をいう。」及び「認定こども園をいう。」の次に「第16条第2項において同じ。」を加え、同条第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次

号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者 第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの(家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。))が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第23条中「次条第1項」の次に「及び付則第3項」を加える。

第25条、第31条、第33条及び第36条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。))」を「家庭的保育事業者」に改める。

第41条中「第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。))」とあり、並びに第26条及び第27条を「これらの規定」に改める。

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

第46条及び第48条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。))」を「家庭的保育事業者」に改める。

付則第2項中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

付則第4項を付則第5項とする。

付則第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を付則第4項とし、付則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (現行に同じ。)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (省略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育</p>

基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。第16条第2項において同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。第16条第2項において同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。第16条第2項において同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) （現行に同じ。）
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) （現行に同じ。）

2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役

基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) （省略）
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) （省略）

割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

(食事の提供の特例)

(食事の提供の特例)

第16条 (現行に同じ。)

第16条 (省略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(1)・(2) (省略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者

のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの（家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条第1項及び付則第3項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1)～(7)（現行に同じ。）

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則と

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1)～(7)（省略）

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則と

し、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるの

し、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育

は「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(準用)

第36条 第24条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条第1項中「家庭的保育事業を行う場所」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と読み替えるものとする。

(準用)

第41条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、これらの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(準用)

第36条 第24条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条第1項中「家庭的保育事業を行う場所」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、第25条中「家庭的保育事業者を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と読み替えるものとする。

(準用)

第41条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあ

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」

るのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）（第36条において準用する場合を含む。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第48条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32

という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）（第36条において準用する場合を含む。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第48条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども
・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要か

る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども
・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要か

つ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 (現行に同じ。)

つ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

4 (省略)